

給 水 装 置 工 事 指 針



いなべ市水道部
2022年10月1日

目次

第1章 給水装置の概要

1. 給水装置の概念		P. 1
(1) 給水装置の定義		
(2) 給水装置の種類		
(3) 水道管路の種類		
2. 給水装置工事		P. 2
3. 指定給水装置工事事業者の施工範囲		P. 2

第2章 給水装置工事の施工

1. 給水装置の施工計画		P. 3
(1) 基本調査		
(2) 給水方式		P. 4
(3) 給水管の取り出し		
(4) 現場管理		P. 6
(5) 工程管理		
2. 給水装置の施工		P. 7
(1) 掘削工事		
(2) メーター・止水栓・メーターボックスの設置		P. 8
(3) 配管工事		
(4) 道路復旧工事		
(5) 耐圧試験		P. 9

手続に必要な書類一覧		P. 10
給水工事申請手順		P. 11
各様式記入例		P. 12

第1章 給水装置の概要

1. 給水装置の概念

給水装置とは、需用者に水を供給するために水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。(水道法第3条第9項)

水道事業者は、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について供給規程を定めること(水道法第14条)となっており、いなべ市(以下「市」)では給水装置の設置又は変更の費用負担等は、原則として需用者が行うとしています。

(1) 給水装置の定義

給水装置：需用者に水を供給するために市の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。また、他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具もこれに当たります。

給水管：市の布設した配水管から個別の需用者に水を供給するために分岐して設けられた管、または配水管から分岐して設けられた他の給水管から分岐して設けられた管をいいます。

直結する給水用具：

給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含みません。ビル等でいったん水道水を受水槽に受けて給水する場合は、配水管から分岐して設けられた給水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下は法に定義されている給水装置には当たりません。

(2) 給水装置の種類

- ① 専用給水装置 1(世帯/戸)または1箇所専用するもの
- ② 共用給水装置 2(世帯/戸)または2箇所以上で共用するものまたは公衆の用に供するもの
- ③ 私設消火栓 消防用に使用するもの

(3) 水道管路の種類

- ① 導水管 取水施設を経た水を浄水場まで導く水道管
- ② 送水管 浄水場から配水池までに浄水を送る水道管
- ③ 配水管 配水池から受けた浄水を給水管に分岐する水道管
- ④ 給水管 配水管から分岐して水を供給する水道管

2. 給水装置工事

給水装置工事の定義(水道法第3条第11項)

給水装置工事とは、給水装置の設置または変更の工事とされています。これには、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事の全てが含まれます。また、工事には、調査、計画、施工及び検査の一連の過程が全て含まれます。

新設工事：新たに給水装置を設置する工事

改造工事：給水管の口径・管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。

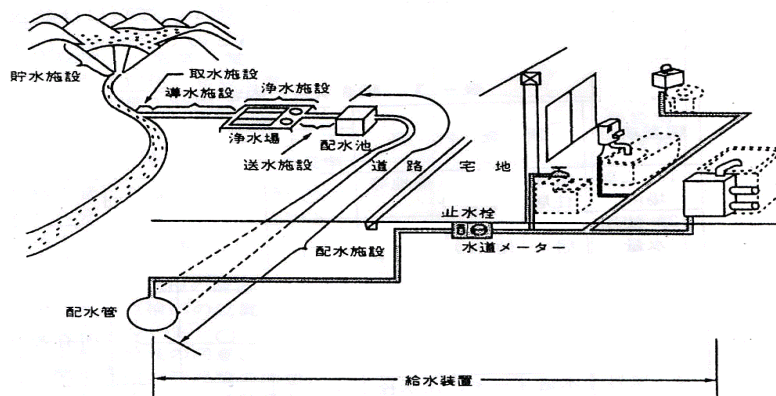
なお、これらの改造工事には、水道事業者が事業運営上必要として施行する配水管の新設、布設替え及び移動等に伴い、給水管の付け替え及び布設替えを行う工事のほか、メーター位置変更工事等があります。

修繕工事：原則として給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事

撤去工事：給水装置を配水管、または他の給水装置の分岐部から取り外す工事

3. 指定給水装置工事事業者の施工範囲

	道路上の工事			敷地側の工事	
	道路部分 の工事	給水管の 分岐工事	給水管の 布設工事	メーターの 設置	宅内工事
いなべ市				○	
指定給水装置 工事事業者	○	○	○	○	○



図一 給水装置の概念図

第2章 給水装置工事の施工

給水装置の基本計画は、基本調査、給水方式の決定、計画使用水量の決定、給水管の口径の決定等からなっており、給水装置にとって最も基本的な事項を決定するものです。

1. 給水装置の基本計画

(1) 基本調査

- ① 給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために必要な調査を行ってください。
- ② 基本調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるので、慎重に行ってください。

表－1 調査項目と内容

調査項目	調査内容	調査(確認)場所			
		工事 申込者	水道 事業者	現地	その他
1. 工事場所	町名、番地	○		○	
2. 使用水量	使用目的(事業・住居)、使用人員、取付栓数	○		○	
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態(単独・連帯)口径、管種、布設位置、水栓番号	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	水道メーター、止水栓の位置、布設位置	○	○	○	
5. 屋内配管	給水栓の位置(種類と個数)、給水用具	○		○	
6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○	
7. 道路の状況	種別(公道、私道)、幅員、舗装構成、舗装年次			○	道路 管理者
8. 各種埋設物の有無	種類(下水道・ガス・電気・電話等)口径、布設位置			○	埋設物 管理者
9. 現地の施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事			○	埋設物 管理者
10. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、布設建物との関連	○	○	○	所有者
11. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○	
12. 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係者の承諾	○			利害 関係者
13. 建築確認	建築確認通知(番号)	○			

(2) 給水方式

① 直結直圧式

配水管の持つ水量、水圧等の供給能力の範囲で、上層階まで給水する方式です。

② 受水槽式

建物の階層が多い場合、または一時に多量の水を使用する需用者に対して、受水槽を設置して給水する方式です。受水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも給水が確保できること、建物内の水使用の変動を吸収し、配水施設への負荷を軽減すること等の効果があります。需用者の必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、次のような場合には受水槽式にする必要があります。

ア 病院などで災害時、事故等による水道の減断水時にも給水の確保が必要な場合。

イ 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こす恐れがある場合。

ウ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。

エ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染する恐れのある場合。

(受水槽式の場合、受水槽の入口までが給水装置となります。)

③ 直結・受水槽併用式

一つの建物内で、直結式及び受水槽式の両方の給水方式を併用するものです。

* 市では、原則として直結直圧式による給水は2階までしか認めていません。ただし当該給水申請地の給水計画、給水予定水量等が条件を満たしており、かつ、市との協議の上認められれば、3階以上に給水が可能となる場合もあります。また、1階および2階への給水でも②のア～エに当たる場合等は協議が必要となります。

また、給水装置にブースターポンプ(水道用直結加圧型ポンプユニット)は使用できません。

(3) 給水管の取り出し

① 分岐位置の間隔は、給水管の取り出し穿孔による管体強度の減少を防止すること。また、給水装置相互間の流量への影響により他の需用者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の分岐位置から30センチ以上離すこと。

② 分水口径は、①と同様の理由および給水管内の水の停滞による水質の悪化を防止する観点から、原則として配水管の口径よりも小さいものとする。

③ 付近に上水道以外の管(工業用水等)が埋設されている恐れがある場合、分水後に残留塩素の確認を行うこと。

④ 異形管および継手から給水管の分岐を行わないこと。

⑤ 分岐は、原則不断水工法とし、配水管等の管種および口径、並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、不断水T字管を用いること。

⑥ 不断水T字管は分岐口径が75ミリ以上の場合に使用する。また、50ミリ以上で分岐する場合はメーター止水栓に加え道路内に仕切弁を設置する。(表-2)

- ⑦ 分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けは、ボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
- ⑧ 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。
- ⑨ 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。
- ⑩ サドル付分水栓からメーターボックス内の止水栓まではポリエチレン二層管を使用する。
- ⑪ 給水管の取り出し口径は、設置予定のメーターの口径より1段階以上で取り出す。ただし、40mm以上加入の場合は同径の取り出しでもよい。
- ⑫ サドル付分水栓には、防食フィルム(ポリエチレンスリーブ)を巻くこと。
- ⑬ ダクタイル鋳鉄管からサドル付分水栓で分岐する際は、密着コアを使用すること。
- ⑭ 配水管からの分岐箇所、識別マーカー(市から支給)を埋設すること。

(給水装置の構造及び材質の基準) 水道法施行令第6条

第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(平九政三六・平一二政三〇九・一部改正、平一三政四一三・旧第四条繰下、平三一政一五四・旧第五条繰下)

表-2

加入口径	分水口径	仕切弁設置の有無	筐の大きさ	止水栓及び筐の購入
φ 13	20mm	不要	20mm用	指定の物を市より購入 ※市の販売について 今後変更(中止)する 可能性があり、その際は HP等で周知します。
φ 20	25mm	不要	25mm用	
φ 25	30mm	不要	25mm用	
φ 30	40mm	不要	30mm用	
φ 40	40mm	不要	40mm用	
φ 50	50mm	必要	50mm用	市に承認願いを提出
φ 75	75mm	必要	75mm用	
φ 100	100mm	必要	100mm用	

(4) 現場管理

- ① 関係法令を遵守するとともに、常に現場の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。なお、工事の施工に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令および工事に關する諸規定を遵守し、常に交通および工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。
- ② 道路工事に当たっては、交通の安全等について道路管理者およびいなべ警察署長と事前に相談しておくこと。
- ③ 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に關する法律」その他の規定に基づき、工事施行者が責任を持って適切かつ速やかに処理すること。
- ④ 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちにいなべ警察署長、道路管理者に通報するとともに、市水道部に連絡しなければならない。
- ⑤ 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
- ⑥ 掘削に当たっては、工事場所の交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員(交通整理員等)を配置すること。また、その工事作業員の安全についても留意すること。
- ⑦ 工事施行者は、舗装復旧完了まで常に現場管理を行い、地盤沈下、その他不良箇所が生じた場合または道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をしなければならない。

(5) 工程管理

① 工程管理の定義

給水装置工事の施行における工程管理とは、計画や図面に基づき、決められた工期のほか、給水装置に求められる品質および工事の施工精度を満たすよう、効率的かつ経済的に工事を仕上げていくことである。

② 工程計画

工程計画は、一般には給水装置工事の規模、内容、与えられた工期、および現場の環境によって決定される。工程計画の基礎となるべき各工程の作業可能日数は、天候、その他の作業不可能日を差し引いて推定する。また、道路管理者、市水道部、建設業者との調整も工程計画を進める上での大切な要素である。

2. 給水装置の施工

工事は、関係法令を遵守して、各工事に適した方法に従って行い、整備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないようにすること。

(1) 掘削工事

- ① 掘削に先立ち事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とすること。
- ② 掘削方法の選定に当たっては、現場状況を総合的に検討した上で決定すること。
- ③ 掘削は、周辺の環境、交通、ほかの埋設物等と与える影響に十分配慮し、入念に行うこと。
- ④ 道路を掘削する場合は、1日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。
- ⑤ 埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求めること。
- ⑥ 道路内の埋戻しに当たっては良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう、厚さ20cmを超えない層ごとに十分締め固めを行うとともに、埋設した給水管および他の埋設物にも十分注意すること。

※ 市道下の配水管から分水する場合は、掘削前に市道管理部署に加工申請書を提出すること。

※ 国道・県道下の配水管から分岐する場合は給水管の道路占用許可が必要です。

※ 工事をするに当たり、車道・歩道の種別を問わず、いなべ警察署及びいなべ消防署に必ず交通障害の届け出をすること。

1. 道路法施行令(昭和46年政令第20号)第11条第三号では、埋設深さについて、「水管又はガス管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、1.2m(工事実施上やむを得ない場合においては、0.6m)以下としないこと。」と規定されている。しかし、水管橋取付部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で、土被りを標準又は規定値まで取れない場合は、河川管理者又は道路管理者と協議することとし、必要に応じて防護措置を施す。宅地内における給水管の埋設深さは、荷重、衝撃等を考慮して0.3m以上を標準とする。
2. 埋設深さの浅層化による工事の効率化、工期の短縮及びコスト縮減等の目的のため、建設省から各地方建設局に対し「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(平成11年3月31日付建設省道政発第32号、道国発第5号)の通達がなされ浅層埋設の許可が出された。この通達による浅層埋設の「適用対象となる管種と口径」及び「埋設深さ」は次のとおりである。

(1) 適用対象となる管種と口径

- ・ 鋼管(JIS G 3443) 300mm以下のもの
- ・ ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526) 300mm以下のもの
- ・ 硬質塩化ビニル管(JIS K 6742) 300mm以下のもの
- ・ 水道配水用ポリエチレン管(引張降伏強度204kgf/cm²以上)
200mm以下で外径/厚さ=11のもの

(2) 埋設の深さ

- ・ 車道 舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)以下としない。
- ・ 歩道 管路の頂部と路面の距離は0.6m以下としない。

(2) メーター・止水栓・メーターボックスの設置

- ① メーター・止水栓・メーターボックスの設置位置は、道路境界線に最も近接した宅地内で、将来に渡ってメーターの検針及び維持管理に支障がない位置とすること。
- ② ①の道路境界線に最も近接した宅地内とは、原則道路境界線から1.0m以内(配水管から垂直方向)であり、かつ門扉などの外側とすること。またメーターボックスは原則進入路付近に設置すること。
- ③ メーターボックスの設置に当たっては、その周囲に沈下等が生じないよう十分締め固めを行うこと。
- ④ メーターボックスは、中に汚水や雨水が流入したり、障害物の置かれやすい場所を避けて選定する必要がある。また、車の通行による破損を避ける場所に設置すること。
- ⑤ 集合住宅における給水は1口の加入のみとし、個別の加入は認めないものとする。
- ⑥ 設置場所は、使用者不在の時でも、検針・取替が容易に行える場所とすること。
- ⑦ カーポート、車庫等で、車両の下になる場所は避けること。

(3) 配管工事

- ① 給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能を有するものを用いること。
- ② 減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁および電磁弁は、耐久性能を有するものを用いること。
- ③ 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造および材質に応じた適切な接合を行うこと。
- ④ 凍結のおそれがある給水装置については適切な凍結防止措置を講じること。
- ⑤ 家屋の主配管は、管路の経路について構造物の下の通過を避けること等により、漏水時の修理を容易に行うことができるようにすること。
- ⑥ 道路内の埋戻しに当たっては良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管および他の埋設物にも十分注意すること。
- ⑦ 末端に給水栓等の給水用具を設置し、水が停滞しない構造とすること。
- ⑧ ループ配管は極力避け、やむを得ない場合は、水の停滞が起きないよう考慮した配管とすること。
- ⑨ 水道と、他水配管が近接及び交差しないよう配管すること。やむをえない場合は、誤接続を防止するため、管の外面に識別表示を行うなどの措置をすること。
- ⑩ 25ミリ以上のメーターを設置する際は、2次側のメーターボックス付近に私設バルブもしくは逆流防止弁を設置すること。

(4) 道路復旧工事

- ① 舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。
- ② 本復旧は在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令に基づき施行しなければならない。
- ③ 工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標識を融着式により施行し、標識類についても原形復旧する。
- ④ 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行う。

- ⑤ 仮復旧の表層材は、常温または加熱アスファルト混合材によらなければならない。舗装構成は、道路管理者の指示によるものとする。
- ⑥ 仮復旧を行う場合は、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による表示をペイント等により表示すること。
- ⑦ 非舗装道路の復旧については、道路管理者の指定する方法により路盤構築等を行い、在来路面となじみよく仕上げること。
- ⑧ 復旧後のかし担保期間は2年とし、この期間内に施工上のかしによる陥没、舗装の剥離などがあつた場合は、道路管理者の指示により施工者が責任を持って修復すること。

(5) 耐圧試験

耐圧試験は次のような手順により行い、原則としてメーター設置場所から水圧テストポンプにより1.75 Mpaに加圧し上流側分水までと下流側水栓までを行う。

- ① メーター接続用ソケット又はフランジに水圧テストポンプを連結する。
- ② 水栓等を閉めて、テストポンプの水槽内に水を入れ給水装置内に充水を開始する。
- ③ 充水しながら、水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ④ 空気が完全に抜けたら、水栓等を閉める。
- ⑤ 加圧を行い水圧が1.75Mpaに達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- ⑥ 試験終了後は、適時、水栓を開いて圧力を下げってからテストポンプを取り外す。

＊ 給水装置(貯湯湯沸器および貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具は除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により1.75Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の以上を生じないこと。

※「給水装置工事指針」は、適宜更新されますので、最新の指針に従ってください。

手続に必要な書類一覧

《新規加入》

- ☐ 給水装置工事申込書
- ☐ 給水工事設計書
- ☐ 道路占用申請書類一式(必要な場合のみ)
- ☐ 上下水道使用異動届
- ☐ 竣工届及び添付書類一式

《口径変更》

- ☐ 給水装置工事申込書
- ☐ 給水工事設計書
- ☐ 口径変更届

《名義変更(料金精算が伴う場合)》

- ☐ 新使用者の上下水道使用異動届(使用開始届)
- ☐ 旧使用者の上下水道使用異動届(使用一時中止届)

《名義変更(料金精算が伴いかつ所有者の変更がある場合)》

- ☐ 新使用者の上下水道使用異動届(使用開始届)
- ☐ 旧所有者の上下水道使用異動届(使用一時中止届)
- ☐ 給水装置所有者変更届
- ☐ 登記簿謄本の写し(所有者変届の旧所有者が不明または登録の所有者と一致しない場合)

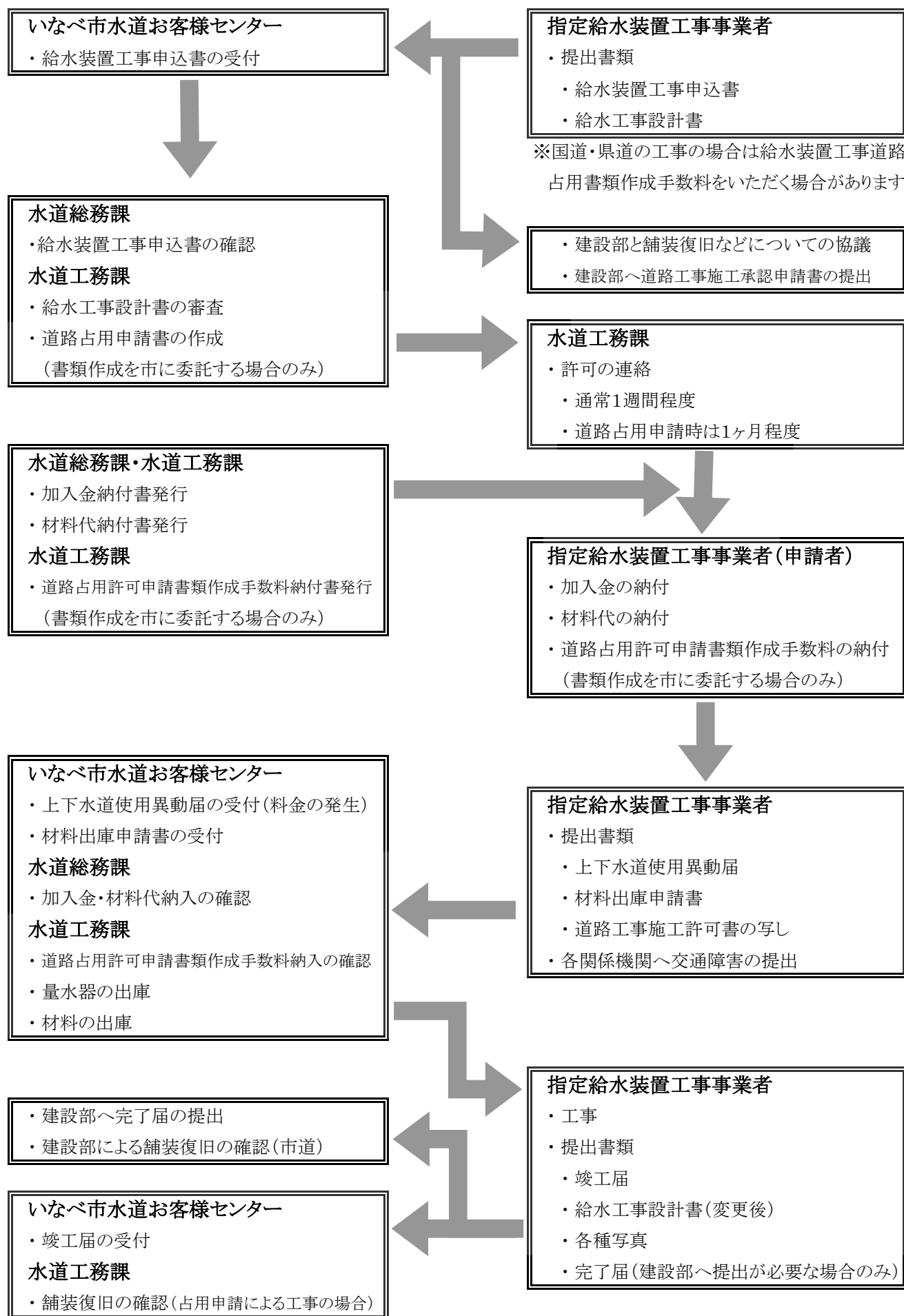
《名義変更届(料金精算が伴わない場合)》

- ☐ 上下水道使用異動届(名義変更届)
- ☐ 給水装置所有者変更届

《減免申請》

- ☐ 水道事業納付金減免等申請書
- ☐ 水道給水装置修理証明願い
- ☐ 公共下水道使用料納期限延長・減額・免除申請書
- ☐ 漏水箇所の修理前・修理後の写真

給水工事申請手順



給水装置工事申込書（給水装置工事台帳）		申請日（書類提出日）	
		年	月 日
いなべ市長 宛て			
給水装置工事について、次のとおり申し込みます。			
申込者の現住所、氏名、連絡先			
工事申込者 (給水装置所有者)	住所 ふりがな 氏名	給水予定地の住所を記入。	
	三重県いなべ市北勢町阿下喜2633番地 ホクセイ ハナコ 北勢 花子	(TEL 0594 - 72 - 3516)	
1. 設置場所	いなべ市 員弁町笠田新田111番地		
2. 工事種別	新設・増設・変更・改修・修繕		
3. 用途種別	専用給水栓・共用給水栓・私設消火栓・臨時用栓		
4. 指定給水装置工事事業者	住所 氏名	いなべ市大安町大井田2705番地 大安設備工業	
	(TEL 0594-72-2752)	有無を○で囲む。	
用途別	用途を○で囲む。 一般用・営業用・工場・官公用・アパート 臨時用・その他()		受水槽 有・無
量水器口径	口径 20 mm	設置量水器筐	購入したい量水器筐を○で囲む。 樹脂製・铸铁製
道路占用	国道・県道・市道・その他 [許可番号：第 号 許可日： 年 月 日]		
給水工事に関する同意書 ※複数人いる場合は、別紙を作成して提出すること。			
上記給水工事について土地を使用することを承諾します。			
同意者の住所・氏名・押印			
土地所有者	住所 氏名	いなべ市北勢町阿下喜31番地 北勢 太郎 (印)	
上記給水工事について給水管を使用することを承諾します。			
給水装置（給水管）所有者	住所 氏名	(印)	
注 1 この工事に関して利害関係人があるときは、その同意を得てから申し込みをしてください。 後日、利害関係人その他の者から異議が生じても、市はその責任を負いません。			
2 新設及び口径変更は、水道加入金等が発生します。申し込み内容を確認後に納入通知書を発行します。			

(裏面)

確 約 書

給水装置設置住所を記入。

私は、いなべ市 **員弁町笠田新田 1 1 1 番地** に水道水の供給を受ける
に際し、次の事項を厳守することを確約します。

記

1. 既設配水管から水道メーター器までの工事費は、すべて私が負担します。
2. 設計、施工図については、いなべ市との事前協議により承認を受けます。
3. 工事は、必ずいなべ市の指定給水装置工事事業者で施工します。
4. 工事完成後、布設した水道管から分岐して給水を受けようとする者がある場合、水量及び水圧の著しい低下を招く恐れがある場合を除き、その接続の協議に応じます。
5. 給水装置の維持管理のため、私有地へ立入り、作業されることに同意します。
6. 利害関係人その他の者から異議が生じたときは、当事者において解決します。
7. この土地及び建物等を他人に譲渡又はその他権利を設定する場合は、譲渡又はその他の権利を新たに取得する者に、前6項の事項を継承させます。

いなべ市長 宛て

住所 **いなべ市北勢町阿下喜2633番地**

氏名 **北勢 花子**

⑩

申請者住所、氏名、印

指定工事店の名称を記入

設計伺	加入者氏名	員 弁 花 子		装 置 場 所		北勢 町 阿下喜31番地				使用者番号				精算伺	
市長	量水器番号			着 工 日		年 月 日		竣 工		年 月 日		道 路 種 別		国 道 県 道 市 道	市長
	工 種	申込者の氏名						量水器設置名所の住所						道路の種類別	
		名 称		形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	名 称		形状寸法	単位	数 量		
部次長	資 材 費														
		名称・形状寸法・単位・数量を記入													
課長															
	係														
	労 務 費														
			計												

上下水道使用異動 (使用開始・使用一時中止) 届

いなべ市長 宛て

届 出 日		年 月 日													
新規開始の場合は①新規中止の場合は②にレ		☐ 水道のみ	☐ 下水道のみ												
届 け の 種 類		☒ ① 使用開始	☐ ② 使用一時中止												
給水装置(メーター)の所在地 給水装置及び 排水設備の場所		いなべ市 町 番地 アパート名 () 部屋番号 ()													
料金を支払う方の氏名・住所		〒													
使用 者 (納入義務者)	氏 名	フリガナ													
	TEL (自宅)	(携帯)													
	届 出 者	☐ 使用者と同じ ☐ その他(下記記載)													
本書類を持ってこられた方		〒													
届出をした方	氏 名	フリガナ													
料金の計算開始日。新規の場合はメーターを渡した日		(携帯)													
① 使用を開始 する方 の 記 入 欄	使用開始 希望日	年 月 日 ()													
	料 金 支 払 方 法	☐ 納付書払い (コンビニ、金融機関 スマホ決済など) ☐ 口座振替													
② 使用を一時 中止する方 の 記 入 欄		☐ 使用者と同じ ☐ その他(下記記載)													
		〒													
	料金の精算日。新規中止の場合はメーターを渡した日	年 月 日 ()													
	TEL (自宅)	(携帯)													
	使用一時 中止希望日	年 月 日 ()													
	料 金 精 算 方 法	☐ 納付書払い (コンビニ、金融機関 スマホ決済など) ☐ 口座振替													
備 考		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">処 理 欄</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">メ ー タ ー</td> <td>番 号</td> </tr> <tr> <td>口 径 mm</td> </tr> <tr> <td>指 針</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お客様番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機械処理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">開閉栓簿 記入処理</td> </tr> </table>		処 理 欄		メ ー タ ー	番 号	口 径 mm	指 針	お客様番号		機械処理		開閉栓簿 記入処理	
処 理 欄															
メ ー タ ー	番 号														
	口 径 mm														
	指 針														
お客様番号															
機械処理															
開閉栓簿 記入処理															

- 1 太枠の中をご記入ください。
- 2 使用開始・使用一時中止を同時に届ける場合は、それぞれ使用開始届・使用一時中止届を提出してください。
- 3 日曜日及び土曜日、休日並びに12月29日から翌年1月3日までは、使用開始・使用一時中止ができません。
- 4 使用開始・使用一時中止は異動希望日の前日(市の休日を除く。)までに提出してください。
(当日の受付はできません。)

給水装置口径変更届

届出日(書類提出日)

年 月 日

いなべ市長 日沖 靖

宛て

使用者の住所及び氏名を記入

給水装置使用者

住所

いなべ市北勢町阿下喜2633

氏名

北勢 花子

次のとおり給水装置の口径を変更したいので届け出ます。

給水装置の場所	いなべ市 北勢 町 阿下喜2633	番地
お客様番号	給水装置(メーター)の所在地	
口径別	新 13 20 25・30	変更後の口径に○ 100・150・()
(ミリメートル)	旧 13 20・25・30・40・50・75・100・150・()	
変更年月日	変更前の口径に○	年 月 日

給水装置所有者変更届

届出日（書類提出日）

年 月 日

いなべ市長 宛て

変更後の所有者氏名・住所

住所 いなべ市員弁町笠田新田 1 1 1

新所有者

ふりがな いなべ たろう

氏名 員弁 太郎

TEL

下記のとおり給水装置の所有者を変更したいので届け出ます。

記

給水装置（メーター）の所在地

給水装置の設置場所	いなべ市 北勢町阿下喜 2 6 3 3 番地
お客様番号	変更前の所有者氏名
旧所有者氏名	大安 一郎
変更事由	死亡・売買・世代交代・氏の変更・その他（ ）

※ 売買の場合、土地登記所有権欄全部事項証明書（登記簿謄本）の写しを添付

給 水 工 事 竣 工 届

年 月 日

いなべ市長 日沖 靖 宛て

書類提出日

施工業者

住所 いなべ市大安町大井田2705番地

氏名 (有)〇△□×水道

以下のとおり竣工いたしましたので届け出ます。

給水装置(メーター)の所在地

装 置 場 所	いなべ市 員弁町笠田新田 1 1 1 番地		申請者の住所及び氏名
委 託 者	住所	いなべ市北勢町阿下喜2653番地	
	氏名	北勢 花子	
竣 工 月 日	2021 年 5 月 1 5 日		
給 水 種 別	一般 ・ 臨時		
用 途	家庭用(一般) ・ 家庭用(集合) ・ 営業用 ・ 工場用		
	官公署学校用 ・ その他()		
添 付 書 類	変更設計書 ・ 工事写真		

工事が完了した日付

給水種別を○で囲む

使用の用途を○で囲む

メーターボックス内による水圧テストポンプの写真及び変更設計書を添付

提出書類等チェックシート

いなべ市長宛て

書類提出日

年 月 日

申請者の氏名

施工業者 名称 (有)〇×△□×水道
住所 いなべ市大安町大井田2705番地

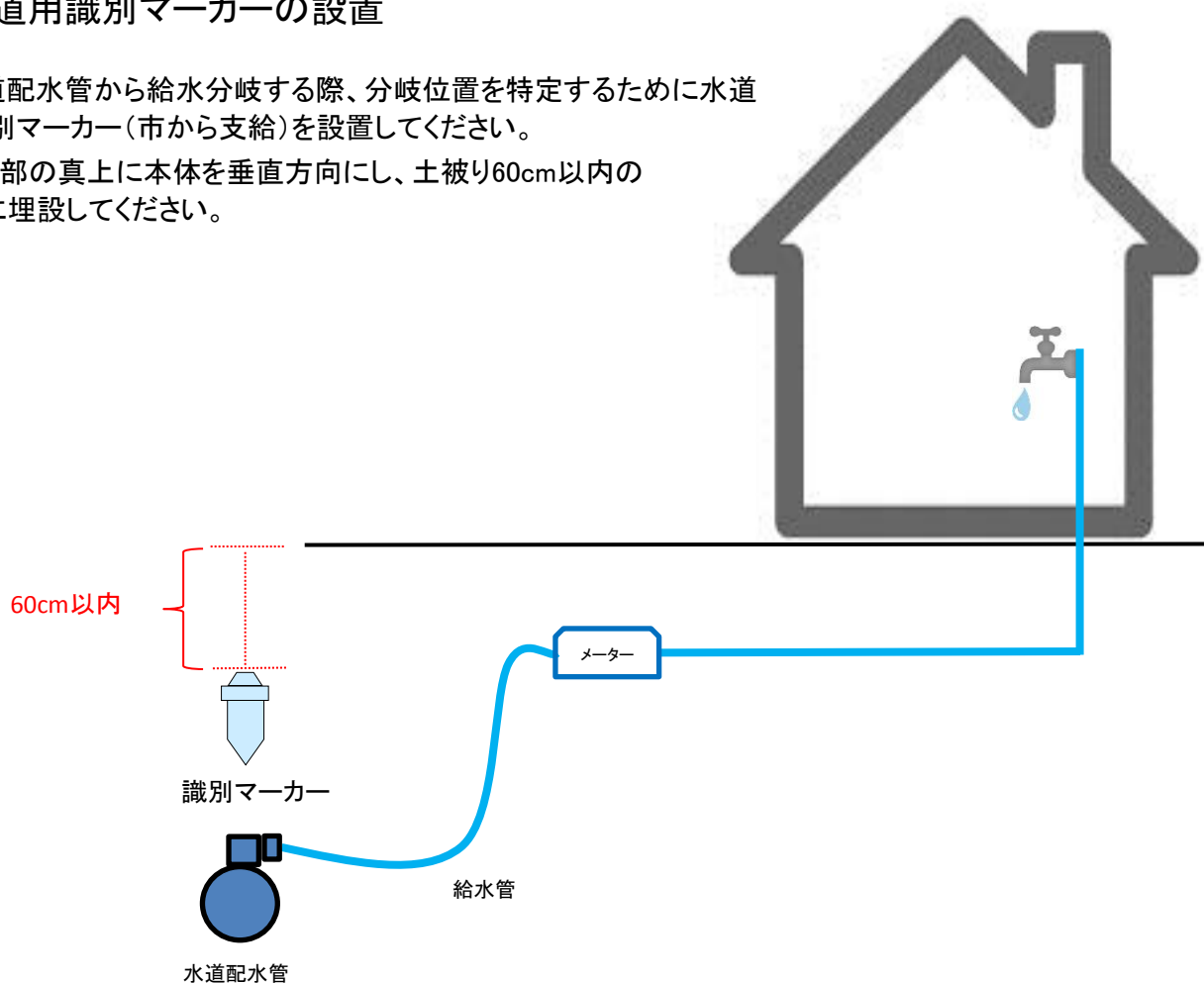
申請者氏名	北勢 花子
給水装置場所	いなべ市員弁町笠田新田111 給水装置(メーター)の所在地
工事種別	新設 ・改修・修繕 工事種別を○で囲む

新規	改修	名称	提出日/施工日	備考
☐	☐	給水装置工事申込書	年 月 日	
☐	☐	給水工事設計書	年 月 日	
☐	☐	道路占用許可申請書	年 月 日	国道、県道のみ・改修は占用が発生する場合のみ
☐	☐	上下水道使用異動届	年 月 日	
☐	☐	道路工事施工許可書の写し	年 月 日	改修は舗装版を破砕する場合のみ
☐	☐	いなべ警察署への交通障害届出	年 月 日	改修は交通規制が発生する場合のみ
☐	☐	消防署への交通障害届出	年 月 日	改修は交通規制が発生する場合のみ
☐	☐	工事日(着工日)	年 月 日	
☐	☐	竣工届	年 月 日	
☐	☐	給水工事設計書(変更後)	年 月 日	
☐	☐	メーターボックスの位置写真(遠景)	年 月 日	改修はボックスの位置を変更した場合のみ
☐	☐	分水部分の写真	年 月 日	改修は口径変更の場合のみ
☐	☐	宅内配管状況写真	年 月 日	
☐	☐	水圧検査写真	年 月 日	改修は加圧が可能な場合のみ
☐	☐	舗装復旧後の写真	年 月 日	改修は舗装版を破砕した場合のみ

水道用識別マーカの設置

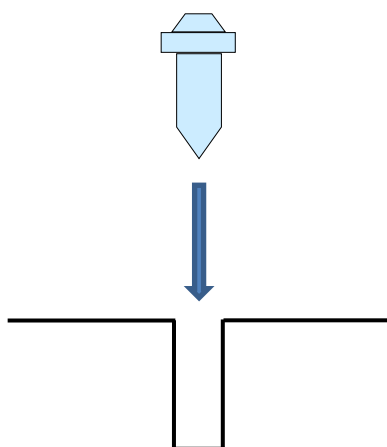
水道配水管から給水分岐する際、分岐位置を特定するために水道用識別マーカ（市から支給）を設置してください。

分岐部の真上に本体を垂直方向にし、土被り60cm以内の位置に埋設してください。

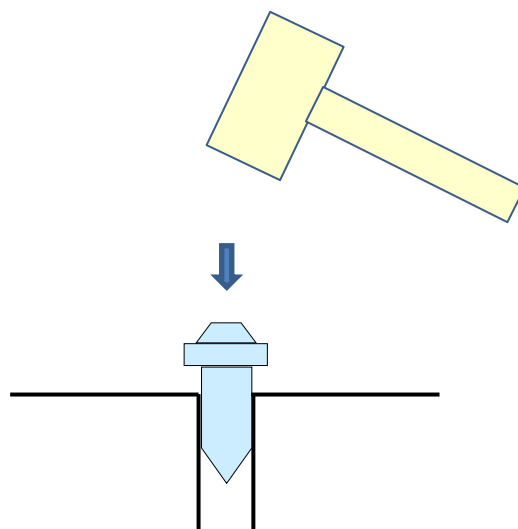


施工方法

①下穴をあけてから埋設してください。



②マーカをたたく際は、木ハンマーまたはゴムハンマーで軽くたたいてください。



※ 「マーカ取扱上の御注意」もご確認ください。

お問い合わせ

いなべ市水道部

いなべ市役所北勢庁舎

住所 いなべ市北勢町阿下喜2633番地

書類の手続きに関すること

いなべ市水道お客様センター

TEL: 0594-72-3516

FAX: 0594-72-2260

工事に関すること

水道工務課

TEL: 0594-72-2724

FAX: 0594-72-3592